

4 大治町の公共下水道

本町の公共下水道は、日光川下流流域関連公共下水道として整備を進めており、排除方式として分流式を採用している。

現在は、汚水の公共下水道のみを都市計画決定し、事業化している。

(1) 日光川下流流域下水道

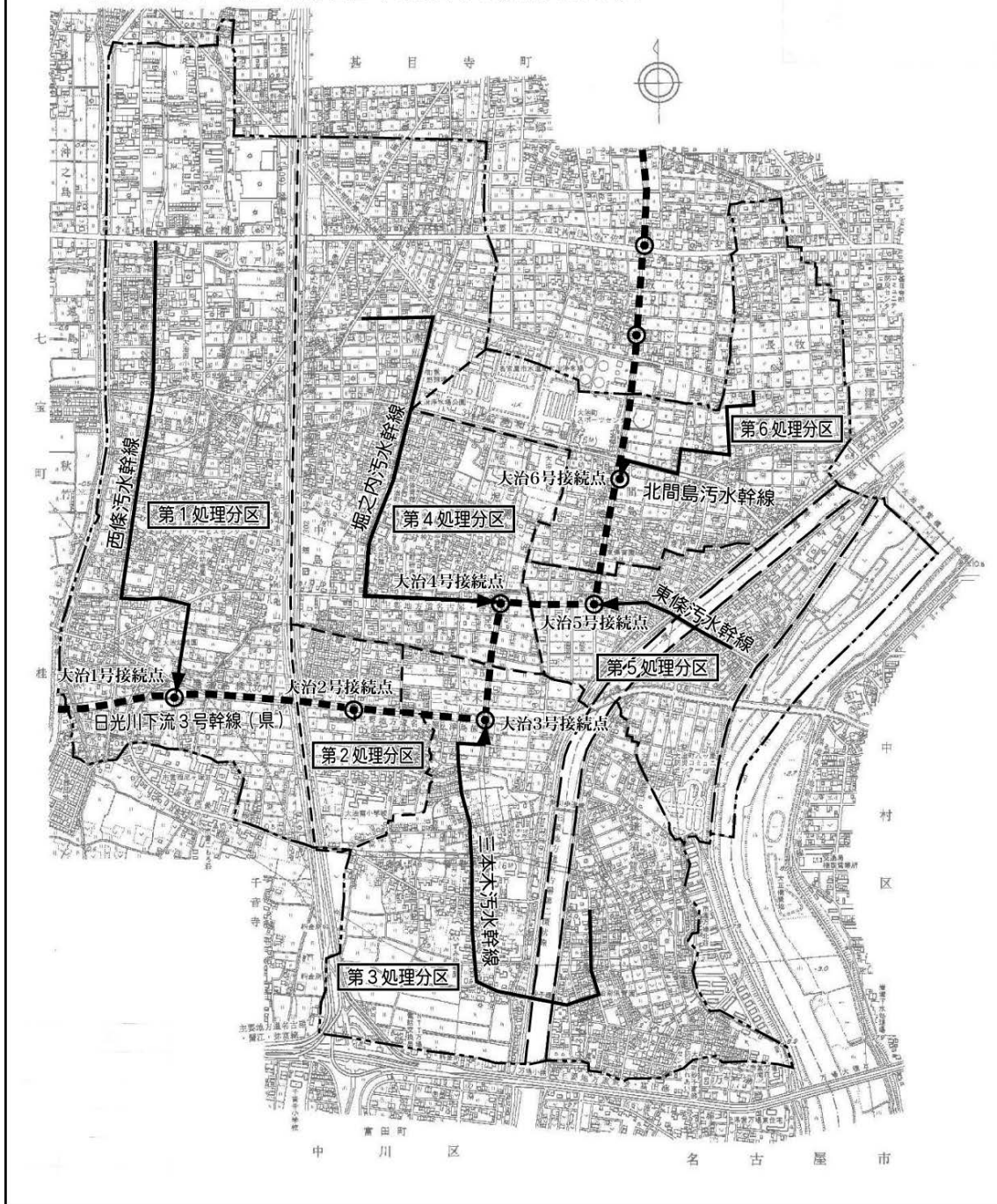
日光川下流流域下水道は、大治町を始め、津島市、愛西市、弥富市、あま市及び蟹江町を対象としており、愛知県が事業主体として、幹線管渠、3つの中継ポンプ場及び日光川下流浄化センターを整備している。

(2) 大治町公共下水道

本町下水道計画区域は、行政区域面積659haのうち、市街化区域全域の611haである。

大治町下水道計画平面図

※計画のため、実際の幹線位置等とは異なる場合があります。



第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量（以下「排出量」という。）に応じ、別表に定めるところにより算定した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

2 排出量を隔月に認定する場合は、2使用月に排除した汚水の量の2分の1の量を排出量とみなす。

3 排出量の認定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共有又は共用で使用している場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。

(2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量を排出量とみなし、当該使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。

(3) 水道水と水道水以外の水を併用して排除した場合は、使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。

(4) 製氷業その他の事業の営業で、その営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、排出量及びその算出の根拠を記載した申告書を、町長が別に定める日までに提出しなければならない。この場合において、前3号の規定にかかわらず、町長は、その申告書の記載を勘案してその排出量を認定するものとする。

(資料の提出)

第17条 町長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

(管理人の選定)

第18条 排水設備等を共同で使用する場合の使用者は、この条例で定める使用者に関する事項を処理するため管理人を選定し、町長に届け出なければならない。管理人を変更した場合も同様とする。

第5章 雑則

(改善命令)

第19条 町長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備等の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備等の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

(行為の許可)

第20条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に必要な書類を添付して町長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(許可を要しない軽微な変更)

第21条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない施設又は工作物その他の物件（以下「物件」という。）で同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該物件を設ける目的に付随して行うものとする。

（占用の許可）

第22条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、申請書に必要な書類を添付し提出して、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとする場合も、同様とする。

- 2 占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって前項の許可とみなす。
- 3 町長は、前2項の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件については、この限りでない。
- 4 占用料の額、徴収方法等については、大治町道路占用料条例（平成17年大治町条例第18号）の規定を準用する。
- 5 占用の期間は、5年以内とし、期間が満了した場合において町長が必要と認めたときは、その許可を更新することができる。ただし、公共下水道に下水を継続して排除することを目的とする占用物件については、この限りでない。

（原状回復）

第23条 前条第1項及び第2項の占用の許可を受けた者は、その占用の期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける必要がなくなったときは、当該占用物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、町長が原状に回復することが不適當であると認めたときは、この限りでない。

- 2 町長は、前条第1項及び第2項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

（手数料）

第24条 町長は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 下水道排水設備指定工事店の指定 1件につき1万円
- (2) 責任技術者の登録 1件につき2千円
- 2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。
- 3 既に徴収した手数料は、還付しない。

(使用料等の減免)

第25条 町長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料又は占用料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等の工事を行った者
 - (2) 第6条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を行った者
 - (3) 第7条第1項、第8条第1項、第13条、第14条第1項又は第18条の規定による届出を怠った者
 - (4) 第10条、第11条又は第12条の規定に違反した使用者
 - (5) 第17条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
 - (6) 第19条の規定による命令に従わなかった者
 - (7) 第20条又は第22条第1項の許可を受けないで当該行為をし、又は占用した者
 - (8) 第23条第1項の規定による原状回復をしなかった者
 - (9) 第23条第2項の規定による指示に従わなかった者
 - (10) 第5条第1項、第20条若しくは第22条第1項の申請書若しくは書類、第5条第2項本文の申請書、第14条第1項の届出書、第16条第3項第4号の申告書又は第17条の資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者
- 2 詐欺その他不正の行為により使用料又は占用料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第16条関係）

区分	基本使用料(1使用月につき)		従量使用料(1使用月につき)	
	排出量	使用料	排出量	金額 (1立方メートルにつき)
一 般 用	10立方メートル以下	1188円	10立方メートルを超え20立方メートル以下	118.8円
			20立方メートルを超え30立方メートル以下	129.6円
			30立方メートルを超え50立方メートル以下	162.0円
			50立方メートルを超え100立方メートル以下	194.4円
			100立方メートルを超え300立方メートル以下	226.8円
			300立方メートルを超えるもの	259.2円

様式第10号(第9条関係)

排水設備設置義務免除決定通知書

年 月 日

様

大治町長



年 月 日付けで申請のありました排水設備の設置義務免除の許可について、次のとおり決定しました。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新(年 月 日 第 号) <input type="checkbox"/> 変更(年 月 日 第 号)		
	<input type="checkbox"/> 許可する <input type="checkbox"/> 許可しない		
許可番号	第 号		
設置場所	大治町		
水道装置番号	第 号		
除害施設	種類		
	構造		
除害施設の使用法		処理方法	
汚水の放流量	月平均	m ³	
	日最大	m ³	
汚水の放流先			
水質管理責任者	氏名		
許可条件			
許可しない理由			

この決定に不服のある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第20号(第22条関係)

公共下水道使用料(占用料)減免決定通知書

年 月 日

様

大治町長



年 月 日付けで申請のありました公共下水道の使用料(占用料)について、次のとおり決定しました。

決定区分	<input type="checkbox"/> 使用料 <input type="checkbox"/> 占用料
	<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 却下
設置・占用場所	大治町
当初決定額	
減免額	
減免後の金額	
却下理由	

この決定に不服のある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(3) 大治町下水道事業受益者負担に関する条例

平成21年11月2日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、公共下水道に係る事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づく受益者負担金（以下「負担金」という。）の賦課及び徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される施設を使用して汚水を排除しようとする土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「所有権以外の権利」という。）の目的となっている土地については、土地の所有者及び土地の所有権以外の権利を有する者が協議して、土地の所有権以外の権利を有する者を当該土地に係る負担金の徴収を受けるべき者として定めた場合には、その者を受益者とみなす。

2 町長は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、受益者を定めることができる。

(賦課対象区域の決定等)

第3条 町長は、負担金を賦課しようとするときは、負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを告示しなければならない。

2 賦課対象区域は、前項の告示の日において既に事業を施行しているか、又は当該年度内に事業を施行することが予定される区域でなければならない。

3 町長は、賦課対象区域外の受益者（以下「区域外流入者」という。）が申出をした場合においては、第1項の規定にかかわらず、当該区域外流入者を負担金を賦課すべき者として定めることができる。この場合においては、町長が負担金を賦課すべき者と定めた時をもって、第1項の告示があったものとみなす。

(負担金の額)

第4条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が大治町下水道条例（平成21年大治町条例第16号）第5条第1項に規定する計画の確認（以下「計画の確認」という。）をしたときに所有し、又は所有権以外の権利を有する土地で前条第1項の規定（同条第3項の規定に

様式第1号 (第3条関係)

下水道事業受益者申告書

賦課年度	
申告書番号	

住所

大治町長 殿

氏名

様 大治町下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第3条の規定により次のとおり申告します。

年 月 日

土地所有者 住所
又は代表者

氏名 (印)
(電話)

受益地				土地所有者以外の受益者(権利者)又は土地所有者の代表者					
整理番号	土地の所在地	登記地目	地積(m ²)	代表者	権利の種類	権利地積(m ²)	権利者の住所・氏名		確認印
		現況地目					住所	氏名	
				有・無	1 賃貸借 2 その他		住所	氏名	電話

- (注) 1 この申告書は、大治町下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第3条の規定により、土地所有者から提出していただくことになっています。
 2 この申告書は、現在の公簿に基づき、あなたの所有地を記入しています。もし誤りがあれば訂正してください。
 3 この申告書は、必ず期限までに提出してください。提出がない場合は、大治町下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第16条の規定により町長が受益者を認定します。
 4 同一の土地について2人以上の受益者がある場合は、代表者を定めて申告してください。

様式第2号 (第5条、第7条、第9条関係)

決 定
下水道事業受益者負担金 徴収猶予決定 通知書
減 免 決 定

賦課年度	
申告書番号	
受益者番号	

住所

氏名

様

年 月 日

あなたの受益者負担金について次のとおり決定しましたので通知します。

大治町長



整理番号	土地の所在地	登記地目	受益地積 (㎡)	受益者負担金額 (円)	減免決定金額		徴収猶予決定額 (円)	差引負担金額 (円)	備考
		現況地目			減免率(%)	減免額(円)			
合 計									

納期限 年 月 日

減免を承認する土地の整理番号	減免承認理由	減免率(%)

※ この決定通知書を受け取ってから負担金を納付するまでに、減免承認理由が変更又は消滅した場合は、遅滞なくその旨を町長へ届け出てください。

猶予を承認する土地の整理番号	猶予承認理由	猶予期間
		年 月 日 ~ 年 月 日

※ 徴収猶予承認理由が消滅した場合（係争地については、解決後）は、遅滞なくその旨を町長へ届け出てください。

この決定に不服のある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として(訴権において町を代表する者は町長となります)、処分取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号 (第7条関係)

下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書

賦課年度	
申告書番号	

大治町長 殿

大治町下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第7条の規定により次のとおり申請します。

年 月 日

受益者
住所

氏名 (印)
(電話)

申請理由					
徴収猶予期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
土地の所在地	登記地目	現況地目	受益地積(m ²)	徴収猶予の金額(円)	備考
合 計					

- (注) 1 この申請書は、下水道事業受益者申告書(様式第1号)と同時に提出してください。
 2 この申請書は、下水道事業受益者申告書(様式第1号)に記入した受益者ごとに作成してください。
 3 賦課年度と申告書番号の欄には、下水道事業受益者申告書(様式第1号)に記載されている年度及び番号を記入してください。

様式第4号（第7条、第8条、第10条、第12条関係）

住所

下水道事業受益者負担金

更正決定
徴収猶予取消
期間満了
減免取消
通知書

賦課年度	
申告書番号	
受益者番号	

氏名

様

年 月 日

あなたの受益者負担金について次のとおり更正又は変更しましたので通知します。

大治町長



	整理番号	土地の所在地	登記地目	現況地目	受益地積 (㎡)	受益者負担金額 (円)	減免決定金額		徴収猶予決定額 (円)	差引負担金額 (円)	備考
							減免率(%)	減免額(円)			
前											
後											
前											
後											
前											
後											
合 計				前							
				後							
					納期限	年 月 日			前後の差額		

減免を変更する土地の整理番号	理 由	減免率(%)

猶予を変更する土地の整理番号	理 由	猶予期間
		年 月 日～年 月 日

この通知書に不服のある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます(なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この通知書については、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号（第11条関係）

下水道事業受益者変更届

大治町長 殿

賦課年度	
申告書番号	
受益者番号	

大治町下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第11条の規定により次のとおり届け出ます。

年 月 日

新受益者
住所

旧受益者
住所

氏名 (電話) ⑩)

氏名 (電話) ⑩)

土地の所在地	登記地目	現況地目	地積(m ²)	変更年月日	変更理由	備考
					該当する番号を○で囲んでください。	
					1 相続 2 贈与 3 代表者の変更 4 売買 5 その他 ()	
					1 相続 2 贈与 3 代表者の変更 4 売買 5 その他 ()	
					1 相続 2 贈与 3 代表者の変更 4 売買 5 その他 ()	
					1 相続 2 贈与 3 代表者の変更 4 売買 5 その他 ()	
					1 相続 2 贈与 3 代表者の変更 4 売買 5 その他 ()	

- (注) 1 賦課年度と申告書番号の欄には、下水道事業受益者申告書（様式第1号）及び下水道事業受益者負担金決定・徴収猶予決定・減免決定通知書（様式第2号）に記載されている年度及び番号を記入してください。
- 2 旧受益者には、下水道事業受益者申告書（様式第1号）及び下水道事業受益者負担金決定・徴収猶予決定・減免決定通知書（様式第2号）に記載されている受益者を記入してください。
- 3 同一の土地について2人以上の受益者がある場合は、代表者を定めて届け出てください。

様式第8号 (第13条関係)

賦課年度	
申告書番号	
受益者番号	

下水道事業受益者負担金過誤納金還付通知書

住所

年 月 日

氏名 様

あなたの受益者負担金について次のとおり負担金の過誤納付の還付金が生じたので通知します。

大治町長



領収日	納付済額			納付すべき額			還付される過誤納金			
	負担金額(円)	督促手数料 (円)	延滞金(円)	負担金額(円)	督促手数料 (円)	延滞金(円)	負担金額(円)	督促手数料 (円)	延滞金(円)	加算金(円)

この通知書に不服のある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます（なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この通知書については、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

め試験又は更新講習の日時等を公示しなければならない。

(事務連絡会)

第20条 町長は、指定工事店による排水設備工事の適正な施工等を確保するため、定期又は必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

様式第1号(第4条、第7条関係)

下水道排水設備指定工事店指定申請書(新規・更新)

年 月 日

大治町長 殿

申請者	営業所所在地	⑩
	商号又は名称	
ふりがな		
代表者氏名		
電話番号		
	営業所名	
	電話番号	

〔添付書類〕

- 1 申請者(法人の場合は代表者)が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権していないものでないことを証する書類
- 2 申請者(法人の場合は代表者)の住民票の写し及び経歴書
- 3 法人の場合は、定款及び登記事項証明書
- 4 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図(様式第2号)
- 5 専属する責任技術者名簿(様式第3号)
- 6 設備及び器具を有していることを証する書類(様式第4号)
- 7 納税証明書(住民税及び固定資産税)

- (注) 1 指定の更新の場合には、「営業所名」とあるのは、「指定工事店名」と読み替える。
- 2 登記事項証明書とは、商業登記現在事項証明書のこと。
- 3 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権していないものでないことを証する書類とは、「身分証明書」若しくは「身元証明書」及び「登記されていないことの証明書」のこと。

様式第5号（第5条関係）

下水道排水設備指定工事店証

年 月 日

大治町長



次の者を大治町下水道排水設備指定工事店規則第3条の規定により、
大治町下水道排水設備指定工事店として指定する。

指定(登録)番号	第 号
指定工事店名	
指定工事店所在地	
代表者氏名	
指定期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第8号（第9条関係）

下水道排水設備指定工事店異動届

年 月 日

大治町長 殿

指定(登録)番号 第 号
指定工事店名
代表者氏名 ⑩

異動事項	新	旧
商号又は名称		
営業所名		
〔添付書類〕		
1 法人の場合は、定款及び登記事項証明書 2 下水道排水設備指定工事店証（様式第5号） 3 専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証		
営業所所在地	電話番号	電話番号
〔添付書類〕		
1 法人の場合は、定款及び登記事項証明書 2 個人の場合は、申請者の住民票の写し（営業所が住民票記載の住所以外の場合 は、それを証明する書類） 3 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（様式第2号） 4 下水道排水設備指定工事店証（様式第5号）		
代表者氏名		
〔添付書類〕		
1 住民票の写し 2 法人の場合は、定款及び登記事項証明書 3 下水道排水設備指定工事店証(様式第5号) 4 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権していないものでないこと を証する書類		
専属する責任技術		
〔添付書類〕		
専属する責任技術者名簿（様式第3号）		

（注）登記事項証明書とは、商業登記現在事項証明書のこと。

様式第9号（第13条、第16条関係）

下水道排水設備工事責任技術者（新規・更新）登録申請書

年 月 日

大治町長 殿

申 請 者	ふ り が な 氏 名		写 真
	生 年 月 日		年 月 日生
	住 所		
	電 話 番 号		
	登 録 番 号 (登録更新者のみ)		第 号
	専 属 す る 勤 務 先	指 定 (登 録) 番 号	
指 定 工 事 店 名			
所 在 地			
電 話 番 号			

〔添付書類〕

- 1 住民票の写し及び経歴書
- 2 写真（最近3月以内に撮影した上半身のもの。縦3cm×横2.4cm）2枚（1枚をこの様式にはり付け）
- 3 責任技術者試験の合格証の写し又は更新講習受講修了証の写し及び大治町下水道排水設備工事責任技術者証（様式第10号。登録更新の場合）
- 4 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権していないものでないことを証する書類
- 5 指定工事店との雇用関係を証する書類

(注) 新規指定の場合は、指定(登録)番号は記入不要。また、「指定工事店」とあるのは、「営業所」と読み替える。成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権していないものでないことを証する書類とは、「身分証明書」若しくは「身元証明書」及び「登記されていないことの証明書」のこと。

様式第1（第7条関係）

水洗便所改造資金等融資あっせん申込書

年 月 日

大治町長 殿

住 所
申込者 氏 名 ⑩
電話番号

次のとおり申し込みます。

申 込 金 額	円		
希望する取扱金融機関名			
連 帯 保 証 人	住 所		
	氏 名	⑩	電 話 番 号
建 物 所 有 者 の 承 認	住 所		
	氏 名	⑩	電 話 番 号
工 事 場 所			
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
工事費見積額	円		
排水設備指定工事店			
添 付 書 類	1 連帯保証人の印鑑証明書の写し 2 申込者の町税納税証明書 3 工事費見積書の写し		

※ 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第2（第8条関係）

水洗便所改造資金等融資あっせん決定通知書

第 号
年 月 日

様

大治町長



年 月 日付けで申込みのありました水洗便所改造資金等融資あっせんについて、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	承認・却下
却 下 理 由	
あっせん予定額	円
取扱金融機関名	
あっせん時期	工事の完了検査合格後とする。
あっせん条件	大治町水洗便所改造資金等融資あっせん及び利子補給に関する要綱による。
備 考	

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大治町長に対して審査請求をすることができます。

また、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大治町を被告として（訴訟において大治町を代表する者は、大治町長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。